



資料編

1 第7次大子町総合計画策定の経過

年月日	内 容
令和5年5月1日 ～6月2日	策定調査委員会 ●第6次大子町総合計画達成状況調査
令和5年5月16日 ～6月9日	まちづくりのための町民、中・高生アンケート調査 ●18歳以上の町民1,800人(無作為抽出) ●町内中学校全生徒275人、県立大子清流高等学校全生徒123人
令和5年7月3日 ～7月6日	各課ヒアリング ●第6次大子町総合計画達成状況及び第7次大子町総合計画策定に係るヒアリング ●まちづくりディスカッション
令和5年9月26日	第1回総合計画審議会 ●第7次大子町総合計画諮問 ●策定方針・スケジュール ●第6次大子町総合計画達成状況調査結果報告 ●町民アンケート調査結果報告 ●防災対応型観光交流施設について
令和5年10月11日 ～10月19日	策定調査委員会 ●総論・基本構想(素案)の検討
令和5年11月8日	第2回総合計画審議会(書面開催) ●将来像について ●総論・基本構想(素案)について
令和5年12月6日 ～12月13日	策定調査委員会 ●基本計画(素案)の検討
令和5年12月26日	第3回総合計画審議会 ●基本計画(素案)について
令和5年12月28日 ～令和6年1月10日	パブリック・コメント ●第7次大子町総合計画策定のための意見募集
令和6年1月18日	第4回総合計画審議会 ●パブリック・コメント結果について ●答申について
令和6年1月19日	第7次大子町総合計画答申 ●町長に答申
令和6年2月19日	令和6年第1回大子町議会定例議会 ●第7次大子町総合計画議決

2 大子町総合計画審議会条例

昭和45年3月23日

条例第7号

注 平成20年6月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 大子町総合計画の策定のため、大子町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平20条例28・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、大子町総合計画の策定に関する事項について、町長の諮問に応じて審議し、答申する。

(平20条例28・全改)

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町議会議員
- (3) 町職員

(平20条例28・全改)

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平20条例28・一部改正)

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平20条例28・一部改正)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり課において処理する。

(平20条例28・追加, 平21条例1・平26条例1・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(平20条例28・旧第7条繰下・一部改正)

附 則

1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

2 大子町新町建設審議会設置条例(昭和33年大子町条例第18号)は、廃止する。

附 則(昭和57年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第1号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

3 第7次大子町総合計画審議会委員名簿

氏名	分野	所属	備考
須藤 明	議会議員	大子町議会	
大藤 猛	住民との協働	大子町区長会	副会長
益子 孝幸	福祉	民生委員・児童委員運営協議会	会長
菊池 俊子	観光	大子町観光協会	
高村 和成	商工業	大子町商工会	
岡崎 俊之	まちづくり	大子町連合若連	
菊池 淳一	農業・畜産業	J A常陸大子宮農経済センター	
嘉成 真一	林業	大子町森林組合	
清水 洋太郎	教育	大子町学校長会	
細貝 雅之	教育	茨城県立大子清流高等学校	
笠井 英雄	防災・メディア	特定非営利法人まちの研究室 FMだいが	
沢辺 秀一	金融	大子町金融団	
齋藤 みゆき	医療	水郡医師会	
丸山 朗久	デジタル	(株)ドコモビジネスソリューションズ	
北村 利奈	子育て	大子町社会福祉協議会	
菊池 一美	子育て	大子町PTA連絡協議会	

4 町長から総合計画審議会への諮問書

大まち発第49号
令和5年9月26日

大子町総合計画審議会会長 様

大子町長 高 梨 哲 彦

第7次大子町総合計画について（諮問）

大子町総合計画審議会条例（昭和45年3月23日条例第7号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

諮問事項 第7次大子町総合計画の策定に関する事項

以 上

5 総合計画審議会から町長への答申書

令和6年1月19日

大子町長 高 梨 哲 彦 様

大子町総合計画審議会
会長 益 子 孝 幸

第7次大子町総合計画について（答申）

令和5年9月26日付け大まち発第49号により諮問のありました、第7次大子町総合計画については、審議を重ねた結果妥当なものであるとの結論に達しましたので、別冊のとおり答申いたします。

なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に配慮されるよう要望いたします。

記

- 1 総合計画はまちづくりの基本となる計画であり、行政と町民、事業者等の様々な主体とが連携し、本計画に基づく政策・施策を実施していく必要がある。町民等に計画策定の趣旨及び内容を広く周知し、町民等の理解と協力を得ることに努められたい。
- 2 社会情勢の変化に対応し、町民のニーズを的確に捉え、町民目線の柔軟かつ効果的な行政運営に努められたい。とりわけ、人口減少が深刻である大子町においては、持続可能なまちづくりを目指した、実効性のある施策展開を推進されたい。
- 3 町の将来像である「豊かな資源をつむぎ 人々が豊かに暮らし、訪れるまち 奥久慈に輝く日本一幸せなDAIGO」の実現に向け、現在、そして未来、この町に暮らす人々が、夢と希望を持ち安心して暮らし続けられるよう、子どもたちの未来が豊かであるよう、目的意識を持ち計画を着実に推進するよう努められたい。

以 上

6 大子町総合計画策定調査員規程

昭和45年5月1日

訓令甲第10号

注 平成20年3月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 大子町総合計画の策定における資料の収集、計画案の作成等に関する事務を行わせるため、総合計画策定調査員（以下「調査員」という。）を設置する。

(平20訓令11-2・全改)

(任命)

第2条 調査員は、次に掲げる課等のうちから、町長が任命する。

- (1) 総務課 1人
- (2) まちづくり課 1人
- (3) 財政課 1人
- (4) 税務課 1人
- (5) 農林課 1人
- (6) 観光商工課 1人
- (7) 建設課 1人
- (8) 福祉課 1人
- (9) 健康増進課 1人
- (10) 生活環境課 1人
- (11) 町民課 1人
- (12) 会計課 1人
- (13) 議会事務局 1人
- (14) 教育委員会事務局 2人
- (15) 水道課 1人
- (16) 消防本部 1人

(平20訓令11-2・平21訓令2・平23訓令2・平26訓令7-2・平27訓令10・平29訓令2・一部改正)

(職務)

第3条 調査員は、おおむね次に掲げる職務を行う。

- (1) 大子町総合計画策定のための調査員が所属する課等（以下「所属課等」という。）の分掌事務に係る調査、資料の収集及び分析
- (2) 大子町総合計画策定のための所属課等の分掌事務に係る基本構想及び計画素案の提供

2 調査員は、前項各号に掲げる職務を行うに当たっては、あらかじめ又はその都度所属課等の長の承認又は指示を受けなければならない。

(平20訓令11-2・一部改正)

(解任)

第4条 調査員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、解任されたものとする。

- (1) 退職したとき。
- (2) 他の課等に配置替えになったとき。
- (3) 休暇等により引き続き1か月以上勤務しないとき。
- (4) 大子町総合計画案の策定に関する事務が終わったとき。

(平20訓令11-2・一部改正)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年訓令甲第3号）

この訓令は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則（昭和51年訓令第7号）

この訓令は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和55年訓令第4号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年訓令第5号）

この訓令は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年訓令第4号）

この訓令は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（平成4年訓令第2号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年訓令第3号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年訓令第1号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第2号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第11—2号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第2号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第7—2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第10号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年訓令第2号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

7 第7次大子町総合計画策定調査員名簿

所 属	職 名	氏 名
総務課	主 任	益 子 拓 也
まちづくり課	係 長	北 村 英 之
財政課	主 任	菊 池 南
税務課	主 任	寺 門 彩 乃
農林課	主 査	見 代 拓 生
観光商工課	主 任	吉 成 秀 一
建設課	主 任	小 田 部 慶 彦
福祉課	主 査	菊 池 春 樹
健康増進課	係 長	高 村 敦 子
生活環境課	主 査	高 村 喜 尚
町民課	主 査	佐 川 美 紀
会計課	主 査	武 士 照 子
議会事務局	係 長	滝 田 里 衣
教育委員会事務局 学校教育担当	係 長	鈴 木 憲 子
教育委員会事務局 生涯学習担当	係 長	我 妻 直
水道課	主 任	阿 久 津 彬
消防本部 警防課	警防係長	藤 田 崇